

立川市居住支援協議会会則の一部を改正する会則（案）

立川市居住支援協議会会則（令和 3 年 9 月 27 日）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
(事務局) 第 1 3 条 本会の事務局を立川市 <u>市民部</u> 住宅課に置く。		(事務局) 第 1 3 条 本会の事務局を立川市 <u>市民生活部</u> 住宅課に置く。	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
区分	会員	区分	会員
立川市	<u>市民部長</u> <u>保健医療部高齢政策課長</u> 福祉部福祉総務課長 福祉部地域福祉課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 <u>市民部住宅課長</u>	立川市	市民生活部長 市民生活部住宅課長 福祉部福祉総務課長 福祉部地域福祉課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 保健医療部高齢福祉課長

附 則

この会則は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。